

## 令和3年度八戸市小規模 MICE 開催事業補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、八戸市内で学術会議等のコンベンション、企業研修等のミーティング、報酬旅行等のインセンティブツアー又はスポーツ大会（以下「大会等」という。）を開催する主催者（以下「主催者」という。）に対し、予算の範囲内で補助金を交付し、もって八戸市の地域経済の活性化及び文化の振興等に資することを目的とする。

### (助成対象事業)

第2条 この要綱による補助金の交付の対象となる事業は、八戸市内で開催し、かつ市内の宿泊施設に宿泊する延べ人数が10人以上の市外参加者を伴う大会等とする。ただし、次に掲げる大会等は除くものとする。

- (1) 国又は地方公共団体が主催又は共催するもの
- (2) 政治及び宗教団体が主催又は共催するもの
- (3) 反社会的、または暴力関係団体に関連するもの
- (4) 営利を目的とするもの
- (5) 持ち回り等により定期的又は定例的に開催するもの
- (6) 国又は地方公共団体から補助金等を受けるもの
- (7) この要綱による補助金の対象とならない大会等と同時に開催するもの
- (8) その他公序良俗に反する等（一財）VISIT はちのへ理事長が適当でないと認めるもの

2 前項に規定するもののほか、スポーツ大会にあっては原則として東北大会規模以上のものとする。

### (補助対象経費)

第3条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、主催者が大会等の開催（開催準備を含む。）に要する経費のうち次に定める経費とする。

会場費、謝金、通信費、交通費、印刷製本費、委託料、報償費、消耗品費、賄料

### (助成金の額)

第4条 補助金の額は、市外からの参加者が市内の宿泊施設に宿泊する人数1人につき2千円を乗じて得た額又は20万円のいずれか低い額とする。

### (交付事前申込)

第5条 主催者は、大会開催前年度の4月から令和3年12月28日までに次の書類を添えて交付の事前申込をするものとする。

- (1) 八戸市小規模 MICE 開催費補助金交付申込書（事前申請）（様式第1号）
- (2) 定款・規約、役員名簿
- (3) 主催者の組織図
- (4) 直近に開催した大会の資料（開催している場合）

(事前申込承認)

第6条 (一財) VISIT はちのへ理事長は、主催者から交付事前申込が提出された場合は、内容を確認し、要綱第2条の規定に基づき適当であると認められるときは、様式第2号のとおり事前申込の承認を行うものとする。

(交付申請)

第7条 要綱第6条の事前交付の承認を受けた主催者は、大会開催の14日前までに交付申請書(様式第3号)を(一財) VISIT はちのへ理事長あてに提出しなければならない。申請する場合あつては、主催者は次の書類を添付するものとする。

- (1) 定款・規約、役員名簿(第5条提出時から変更があった場合)
- (2) 主催者の組織図(第5条提出時から変更があった場合)
- (3) 収支予算(精算)書(様式第4号)
- (4) 市外・海外参加者宿泊(予定)者リスト(様式第5号)

(交付決定)

第8条 (一財) VISIT はちのへ理事長は、前条の規定による申請があつたときは、当該申請に係る書類等を審査し、補助金を交付することが適当であると認めるときは、補助金交付決定通知書(様式第6号)により交付を決定するものとする。

(実績報告)

第9条 主催者は、大会開催後60日又は令和4年3月31日のいずれか早い日までに次に定める書類を添えて(一財) VISIT はちのへ理事長あてに実績報告書(様式第7号)を提出しなければならない。

- (1) 収支予算(精算)書(様式第4号)
- (2) 大会の要綱・配布資料等、大会の実施状況が分かるもの
- (3) 市外・海外参加者宿泊(予定)者リスト(様式第5号)
- (4) その他(一財) VISIT はちのへ理事長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第10条 (一財) VISIT はちのへ理事長は、補助金確定通知書(様式第8号)により行うものとする。

(補助金の交付時期)

第11条 補助金の交付は、前条によりその額が確定した後に、主催者からの請求に基づき行うものとする。

2 補助金の請求は、請求書(様式第9号)により行うものとする。

(取扱方法)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、(一財) VISIT はちのへ理事長の

定めるところによる。

附 則

(実施期日)

この要綱は、令和3年4月15日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

【補助対象経費】

補助対象経費	補助金の額
<p>補助事業者が、令和3年度において行うMICE開催事業に要する次に掲げる経費とする。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ MICEの開催（開催準備を含む。）に要する会場費、謝金、通信費、交通費、印刷製本費、委託料、報償費、消耗品費、賄料</li></ul>	<p>八戸市外からの参加者が八戸市内の宿泊施設に宿泊する人数1人につき2千円を乗じて得た額又は20万円のいずれか低い額</p>